

大口町告示第25号

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱（平成31年大口町告示第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「住宅」を「住宅等」に改め、同条第4号中「全員が、町税の滞納がないこと。（転入者にあつては、転入前の市町村における市町村税をいう。）」を「全員に、大口町税条例（昭和38年条例第15号）第3条第1号から第3号までに掲げる町税の滞納がないこと。」に改め、同条第5号中「受けたことがないこと」を「受けていないこと」に改める。

第9条第2号中「義務教育修了前」を「義務教育終了前」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第13条第1項第2号後段を削り、同号中「写し。」を「写し」に改める。

第14条中「前条によるの完了実績報告書」を「前条による完了実績報告書」に改める。

### 様式第1中

- 「(1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し
- (2) 子世帯が、町外に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し。子が同一世帯で養育する義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類
- (3) 親世帯が、町内に1年以上継続して居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) 対象建物の工事見積書又は売買見積書の写し
- (5) 補助対象経費内訳書（様式第2）
- (6) 補助事業の内容が確認できる図面等
- (7) 位置図
- (8) 親世帯及び子世帯の前年度の町税の納税証明書（子世帯は転入前の市町村における証明書）

(9) その他町長が必要と認める書類等 』

を削る。

様式第3中

「(1) 補助金に係る予算の執行の適正を期するため、町長が補助金の交付の申請その他の必要な事項について確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。

(2) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。

(3) 大口町内に同居又は近居の開始後10年以上同居又は近居をすること。ただし、町長が承認する場合を除く。

(4) その他町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めた条件 』

を削る。

様式第4中「変更したい」を「変更（中止）したい」に改める。

様式第6中「《建築物等の概要》」を「1 建築物等の概要」に、

「(添付書類)

(1) 各事業に関する写真、領収書又は請求書の写し

(2) 世帯の住民票の写し（子が同一世帯で養育する義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類）

(3) 対象建物についての登記簿の全部事項証明書の写し

(4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であることを証明できる書類の写し

(5) 世帯の構成員の一部が転居又は転出できないときの理由書（第9条第1項第3号ただし書に該当する場合に限る。）

(6) その他町長が必要と認める書類 』

を「2 添付書類」に改める。

様式第8中「交付確定額」を「交付確定額及び請求額」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 子世帯が補助金の交付決定後10年間継続して補助金の交付対象となる<u>住宅等</u>に居住することが見込まれること。ただし、町長が子世帯の構成員の一部が居住できないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 親世帯及び子世帯の構成員の<u>全員に、大口町税条例(昭和38年条例第15号)第3条第1号から第3号までに掲げる町税の滞納がないこと。</u></p> <p>(5) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(交付申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子世帯が、町外に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し。子が同一世帯で養育する<u>義務教育終了前</u>の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(完了実績報告)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 世帯の住民票の<u>写し</u></p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 子世帯が補助金の交付決定後10年間継続して補助金の交付対象となる<u>住宅</u>に居住することが見込まれること。ただし、町長が子世帯の構成員の一部が居住できないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 親世帯及び子世帯の構成員の<u>全員が、町税の滞納がないこと。(転入者にあつては、転入前の市町村における市町村税をいう。)</u></p> <p>(5) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、この要綱に基づく補助金の交付を受けたこと<u>がないこと。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(交付申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子世帯が、町外に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し。子が同一世帯で養育する<u>義務教育修了前</u>の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p><u>(8) 親世帯及び子世帯の前年度の町税の納税証明書(子世帯は転入前の市町村における証明書)</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(完了実績報告)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 世帯の住民票の<u>写し</u>。子が同一世帯で養</p>

新	旧
<p>(3)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第14条 町長は、<u>前条による完了実績報告書</u>を受理した場合において、その内容の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金確定通知書(様式第7)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第1 (第9条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3 (第10条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第4 (第12条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第6 (第13条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第8 (第15条関係)</p> <p>【別記】</p>	<p><u>育する義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第14条 町長は、<u>前条によるの完了実績報告書</u>を受理した場合において、その内容の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金確定通知書(様式第7)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第1 (第9条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第3 (第10条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第4 (第12条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第6 (第13条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第8 (第15条関係)</p> <p>【別記】</p>